海岸愛護団体　「○○」規約

（名　称）

第１条　本会は○○○○と称する。

（所　在）

第２条　本会の事務局を　　　　におく。

（目　的）

第３条　本会は県知事が管理する海岸（○○○から○○○までの延長○○ｋｍの区間）の、海岸愛護活動のために必要な事業を推進し、健康で文化的な地域共同社会の発展に寄与するものとする。

（組　織）

第４条　本会は前条の趣旨に賛同する地域の居住者、その他をもって組織する。

（役　員）

第５条　本会に評議員会及び理事会を設け、評議員会は年１回以上、理事会は必要に応じて開催し、いずれも会長がこれを招集する。

（任　期）

第６条 評議員は会員である団体から推薦された者とし、任期は２年とし、再任を妨げない。補欠による任期は前任者の残任期間とする。

（評議員会）

第７条 評議員会は次の事項を審議決定する。

（１）事業計画　　　　　（２）収支予算及び決算

（３）役員の選任　　　　（４）規約の変更

（５）その他重要事項

２　評議員会は評議員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

３　議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（役員会）

第８条　本会に次の役員を置き役員会を構成する。

（１）会長１名　（２）副会長　　名　（３）理事　　名　（４）監事　　名

２　理事は評議員の互選とし、任期は評議員に準ずる。

３　会長は会を代表し会務を統轄し、又会議の議長となる。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

５　本会に事務局長を置く。事務局長は理事の中から会長が任命する。

６　事務局長は会長の命を受け、本会の目的達成のために必要な事業の計画立案並びに業務の執行にあたる。

７　監事は会務の執行を監査する。

（顧　問）

第９条　本会に顧問を置くことができる。

　顧問は役員会に於いて推薦し、会長が委嘱する。

（経　費）

第10条　本会の経費は会費、寄附金、助成金その他の収入金によって充てる。会費については別に定める。

（会計年度）

第11条　本会の会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとする。

附　則

本規約は　　年　　月　　日から施行する。